

広報



小坂町新型コロナウイルス
感染症対策
本部 (Tel.29-3901)

臨時配布
第3号

令和2年5月15日
発行

新型コロナウイルス 感染拡大防止のための 協力要請について

5月14日(木)、新型コロナウイルスの感染拡大が抑えられていることから、秋田県を含む39県で新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が解除されました。

これを受け、秋田県では継続的な対策が必要と判断し、従来予定していた5月31日(日)までは拡大防止のための協力を要請することに決定しました。

町民の皆様には大変多くのご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの危機を一刻も早く収束させるため、引き続きご理解とご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症についての情報は日々変化していますので再度、内容の確認をお願いします。

協力要請等の期間 令和2年5月31日(日)まで

①県外との移動の自粛

- ・県外への移動(訪問など)や県外からの移動(帰省など)を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いします。
- ・転入された方、長期の出張や旅行帰りなどで県外から戻られた方は、自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にするようお願いします。

②「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- ・集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避けていただくようお願いします。
- ・特に、飲食店における「三つの密」のある場面や不特定多数での会食は避けるようお願いします。
- ・若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控えるようお願いします。

③イベント・行事等の自粛

- ・多人数または不特定の県外者が参加するイベント・行事・会合・集会等は、開催を控えるよう協力をお願いします。

④感染につながる行動の自粛

- ・人混みや近距離での会話、集会所や飲食店などに集まりカラオケを行うことは、避けるようお願いします。



©かぶきん